

(案)

凍結防止剤散布機械使用貸借契約書

津山市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は平成26年 月 日付けで発注者と受注者とが締結した津山市凍結防止剤散布作業委託契約に基づき実施する委託作業に必要な凍結防止剤散布機械の使用貸借について、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（貸借物品）

第1条 発注者は、次に掲げる凍結防止剤散布機械（以下「機械」という。）を受注者に無償で貸し付け、受注者は、これを借り受ける。

除雪機械名	規格	登録番号
凍結防止剤散布車	BDG-FX7JGWA	岡山800す56-31

（貸借期間）

第2条 機械の貸借期間は、契約の日から平成27年3月31日までとする。

（物品の受け渡し等）

第3条 機械の受け渡し及び返納の月日及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 引渡年月日 発注者が指定する日  
引渡場所 津山市川崎地内 浄化センター車庫
- (2) 返納年月日 発注者が指定する日  
引渡場所 津山市川崎地内 浄化センター車庫

（経費の負担）

第4条 機械の貸借期間中の維持管理に要する経費は、受注者が負担するものとし、軽易な修繕はこれに含めるものとする。

- 2 タイヤチェーン、切り刃等の消耗品は、発注者が支給するものとする。
- 3 受注者は、機械を自己の責めに帰すべき理由より滅失又は毀損した場合は、滅失した機械に代わる機械を弁償し、又は毀損した機械を原形に回復しなければならない。
- 4 前項の場合において、弁償又は原形回復に要した経費は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項に該当する場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

（自動車損害賠償責任保険の加入）

第5条 発注者は、機械について自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険に加入するものとする。

(任意保険の加入)

第6条 発注者は、貸借期間中の機械について、次に掲げる要件の任意保険に加入するものとする。

種 類	保 健 金 額
対人賠償保険	無 制 限
対物賠償保険	無 制 限

(損害賠償)

第7条 受注者は、貸借期間中に機械の使用によって自己の責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、償するものとし、発注者の管理に係わる損害についても同様とする。

2 前項の損害賠償について、第5条及び第6条の保険が適用できる場合は、発注者と受注者とで協議し、その取り扱いを決定するものとする。

3 受注者は、第1項に該当する場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

(使用権の転貸等の禁止)

第8条 受注者は、機械の使用権を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は原契約の目的以外の目的に使用してはならない。

ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(機械の管理)

第9条 受注者は、機械を、貸借期間中善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者又は受注者は、この契約を解除しようとするときは、双方で協議の上決定するものとする。

(疑義事項)

第11条 この契約に定めていない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、発注者受注者双方で協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者(貸主) 岡山県津山市山北520番地

津山市長 宮地 昭範

Ⓔ

受注者(借主)

Ⓔ